

【契約条項】

第1条 委託者及び受託者は、以下に定める条項に基づき仕様書に従い履行期限までに、この契約を履行しなければならない。

第2条 受託者は、受託者以外の者に委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。

第3条 委託者は、必要があると認めた場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、委託料または、履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者との協議のうえ書面によりこれを定める。

第4条 受託者は、委託業務により著作権その他権利が生じたときは、委託者に移転しなければならない。

第5条 受託者は、委託業務の履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、委託業務終了後においても同様とする。

第6条 委託者は、受託者から委託業務の遂行上必要となる資料の提供の要請があったときは、委託者と受託者との協議のうえ無償で提供することができる。

2 受託者は、委託者から提供のあった資料について、適正に保管しなければならない。

3 受託者は、委託者から提供のあった資料について、委託業務の遂行上不要となったときあるいは委託業務が完了したときは、直ちに委託者に返還又は委託者の指示に従った処置を行わなければならない。

第7条 受託者は、委託業務に係る資料及び成果品を委託業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

第8条 受託者は、委託業務に係る資料及び成果品を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

第9条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

第10条 受託者は、委託業務の処理に際し事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告し、その解決のための指示を受けなければならない。

第11条 受託者は、委託業務を完了したときは、業務完了届を速やかに委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により、その提出の日から10日以内に、委託者の立会いのもとに検査を行うものとする。

3 受託者は、成果品が検査に合格しないときは、委託者の指示する期日までに手直しをしなければならない。

4 成果品の引渡しは、第2項による検査の合格をもって完了したものとする。

第12条 受託者は、成果品の引渡しが完了したときは、委託者の定める手続きに従って委託料の支払を委託者に請求するものとする。

2 受託者は、前項の規定により支払い請求があったときは、その日から30日以内に、委託者に対し支払わなければならない。

第13条 委託者は、成果品にかしがあるときは、受託者に対し相当の期間を定めてそのかしの補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの補修又は損害賠償の請求は、第11条第4項の規定による引渡しの日から1年以内にこれを行わなければならない。

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約を解除することができる。

(1) この契約を履行できない、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 前号のほか、この契約条項に違反したとき。

第15条 この契約に定めのない事項で必要がある場合及びこの契約について疑義が生じた場合には、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。